

施工計画書に製造データ

書換え不可の計量システムも

国交省 合材不正で再発防止策案

国土交通省は、直轄国道や高速道路の舗装工事で発生したアスファルト合材の不正納入を受けて、舗装工事での再発防止策の案をまとめた。工事受注者に対し、施工計画書に合材の製造データなどを明記して発注者に報告することを求める。プラントにはデータの書き換えができない計量システムの導入を要請する。プラントへの抜き打ち検査の実施など発注者の監督・検査も強化する。

22日に開いた「アスファルト合材の不正納入に関する有識者委員会」の第2回に示した。

再発防止策の案は、プラント、舗装工事受注者、発注者それぞれの取り組みを整理した。

プラント各社には日本アスファルト合材協会を通じ、データの書き換えが不可能な計量システムの導入や計量データの適正管理を求めていく。受注者に対しては、注文伝票や納入伝票、製造データといった合材製造過程の作業状況が分かる情報を施工計画書に明記して発注者に報告することを要請す

る。

発注者の取り組みでは、プラント会社に抜き打ち検査を実施するほか、不正を働いたプラントの確認を強化する。受注者とプラント会社の施工体制上の責任や役割を明確化するとともに、重層構造の改善に取り組む。アスファルト殻の発生や受け入れ情報を集め、需給バランスを調整する体制の構築も検討する。

プラント会社に対してISO9001を取得を推奨し、受注者には取得会社の活用を促していく。再生骨材の適用範囲の拡大も検討

プラントへ抜き打ち検査

する。日本アスファルト合材協会や日本道路建設業協会を通じ、関係各社のコンプライアンス意識の啓発を図る。再発防止策は自治体などにも周知する。

また、契約と異なるアスファルト合材が使用された舗装工事の修補方針案もまとめた。対象の全工事を即時にやり直すことは現実的ではないとし、経過観察により変状が確認された時点での補修を基本とした。

経過観察の期間は各管理者が設計時に表層を使い続ける目標期間として設定した年数とし、頻度は年1回程度を見込む。対象工事の受注者が費用を負担し、各管理者の点検要領に定める項目を調査する。再生合材の使用による費用の差額については算定と協議が完了し次第、返金を求めていく。新規合材を指定した工事のうち、NIPPPO、鹿島道路のプラントから合材が納入された工事は過去2年以内、2社が受注した工事は過去10年以内を対象とした。

再発防止策と修補方針については委員会の中間報告に盛り込む。

